

公益財団法人安田奨学財団（一般枠）

公益財団法人安田奨学財団（以下、「財団」という）からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、「公益財団法人安田奨学財団一般枠新2年生募集要項（以下、「募集要項」という）」で詳細を確認してください。

応募資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 (2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。 (3) 2019年度において休学（秋学期に復学した者を除く）、原級、在籍原級、留籍をしていないこと、また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。 (4) 応募年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。 (5) 直近のGPAが、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上であること（会計専門職研究科学生のみ2.5以上）。
学内締切（厳守）	<h3 style="color: red;">2018年12月21日（金）</h3> <p>※「募集要項」に記載の応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。</p>
提出場所	<p>国際教育事務室（駿河台、生田、和泉） 中野キャンパス低層棟3階 事務室（4番外国人留学生窓口） ※事務室開室時間外での受付は不可</p>
提出書類	<p>「募集要項」8.手続（1）提出書類に記載の応募書類のうち、「①奨学生申込書」、「②作文」、「③応募者アンケート」を提出してください。</p>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 応募に際しては必ず、「募集要項」で詳細を確認してください。 (2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。 (3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし、直接、当該財団に問い合わせないでください。 (4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。 (5) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。 (6) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。
個人情報の取り扱いについて	<p>明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。</p>
お問い合わせ	<p>国際教育事務室 奨学金担当（03-3296-4141）</p>

公益財団法人安田奨学財団

一般枠 新2年生 募集要項

1. 趣旨

公益財団法人安田奨学財団（以下本財団という。）は、学業優秀である私費による外国人留学生のうち法学・経済学・経営学及び商学の分野の学部学ぶ大学生に対して、奨学金を給与することにより、有為な人材を育成することを目的とします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、帰国その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。
(但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は除きます。)

3. 奨学生の応募資格

- (1) 法学、経済学・経営学及び商学の分野の学部学ぶ新2年生

4. 採用人数

新2年生 13名

5. 給与金額と方法

(1) 給与金額

月額 10万円（年額120万円）

(2) 給与の期間

3年間（最長）

(3) 給与の方法

奨学金は原則として、7月、10月、1月及び4月に各3か月分をまとめて直接本人に給与します。（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

- (1) 退学したとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。

- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学生の学業成績又は性行*1が不良となったとき。
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実*2があったとき。
- (8) 在学で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (9) その他奨学生としての資格を失ったとき。
- (10) 留学等、日本国外に長期にわたって在住することになったとき。

*1 性行が不良となったときとは、出席状況が不芳となったときを含みます。

出席状況が不芳の場合は、支給金額減額又は支給停止となることがあります。

*2 適当でない事実とは、法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為をさします。

7. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は5月に前年度の成績証明書（1年生除く）を、11月に生活状況報告書（別途所定用紙送付）を理事長宛に提出しなければなりません。
- (2) 大学のご担当の方には、お手数ですが毎月本人に財団所定の出席確認表に署名をさせ、支給月（7月、10月、1月及び4月）の10日までに財団事務局宛にファックス送信をお願いいたします。
- (3) 本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は遅滞なく提出しなければなりません。
- (4) 本財団の行事が催される場合は、出席の義務があります。

8. 手続

(1) 提出書類

① 奨学生申込書（本財団所定用紙）

② 作文

「来日してから一番有意義だった体験」、「これまでの人生で一番悔しかった体験」を題名とした作文（本財団所定用紙）

③ 応募者アンケート（本財団所定用紙）

④ 大学の推薦書（本財団所定用紙）

⑤ ご担当者様 連絡先確認書

(2) 提出方法

大学が本人より奨学生願書の提出を受けて、大学（又は学部）から本財団に推薦書と一緒に郵送して下さい。

(3) 提出期限

平成31年（2019年）1月18日（金）17時必着

（※提出期限を過ぎた場合、いかなる理由でも受付できませんのでご了承下さい。）

(4) 提出先

〒153-0042 東京都目黒区青葉台 2-19-10
公益財団法人安田奨学財団 事務局

9. 選考および決定

- (1) 応募締め切り後、2月末～3月初旬（予定）に面接を実施致します。
（応募人数によって、面接前に書類選考をして決定することもあります。）
面接日程は大学を通じてご連絡致します。
- (2) 奨学生の決定は、本財団の選考委員会を経て理事長が行い、その結果を3月末までに大学へ通知します。
- (3) 選考の経過及び判定の理由は公表致しません。

※別紙の「募集に関するよくある質問 Q&A」をご覧ください。

お願い

- 1) 推薦は、各学部2名に限らせていただきます。
従いまして、受給資格を満たす複数の希望留学生がある場合は、学部において2名に絞込みをお願いいたします。
採用人数に限りがあり、ご期待に添えない場合もありますがご容赦願います。

- 2) 提出期限は、平成31年（2019年）1月18日（金）17時必着とさせていただきます。期限を過ぎた場合のご提出は、いかなる理由でも受付できませんのでご了承下さい。

問合せ先

公益財団法人安田奨学財団 事務局
TEL：03-5725-7300 FAX:03-5725-7278
〒153-0042 東京都目黒区青葉台 2-19-10

公益財団法人安田奨学財団

募集に関するよくある質問 Q&A (一般枠)

【応募資格等について】

Q1. 新2年生とは？

A. 平成31年(2019年)4月に、新2年生になる学生です。

Q2. 大学院生は対象ですか？

A. 院生は対象外です。学部生の新2年生が対象です。

Q3. 日本に定住している外国人は対象になりますか？

A. 私費による外国人留学生在が対象ですので、定住者は認められません。

Q4. 兵役に行っていた(現在、行っている)が、応募してもいいですか？

A. 来年の4月に新2年生になる学生であればご応募いただけます。

Q5. 10月入学の学生は対象でしょうか？

A. 平成31年(2019年)4月に入学(新2年生になる)の学生が対象です。

【提出書類について】

Q6. 提出書類の「作文」は、2枚以上になっても構いませんか？

A. 構いません。2枚以上になる際は、送付した用紙をコピーしてご記入下さい。

Q7. 推薦書の下部にある、「大学名・学部名」は、どのように記載すればいいのですか？

A. ご推薦者(学長、学部長、ご担当者様など)の大学名・所属・氏名をご記入下さい。

Q8. 「奨学生申込書」の下部に、学生の学年を記載する箇所がありますが、ここは現在の学年(1年)を記載すればいいのですか？

A. はい。現在の学年を記載していただいて構いません。

(但し、2019年4月に2年生に進級することが前提です)

Q9. 提出書類は英語で記入して提出してもいいですか？

A. 学生本人の自筆で、日本語で記入しご提出下さい。(日本語のみの受付となります)

【その他】

Q10. 選考結果(合・否)は、いつ頃分かりますか？

A. 平成31年(2019年)3月31日までに、大学ご担当者様宛に郵送にて通知致します。

※当財団から学生へ個別の通知は致しませんので、ご担当者様からのご連絡をお願いします。

※電話等によるご担当者様または学生からの合否についての問い合わせは回答致しかねます。

Q11. 留学した場合は、支給はどうなりますか？

A. 留学等で不在の期間は、「休止」となり、帰国後に「再開」となります。

【面接について】

Q12. 面接は、いつ頃になりそうですか？

A. 平成31年（2019年）2月末～3月初旬頃を予定しています。

※応募人数等により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

Q13. 指定された面接日に予定があり、どうしても行くことができません。その場合は別日に変更してもらえますか？

A. 申し訳ありませんが、別日に変更することはできません。指定した面接日にお越し頂けない場合は残念ですが、「辞退」とさせていただきます。

Q14. 面接の交通費は、もらえますか？

A. はい、自宅から面接会場（当財団）までの交通費を支給致します。

Q15. 交通費の領収書の提出は必要ですか？

A. 不要です。面接日時のご連絡と一緒に「交通費申請書」を同送致しますので、そちらの提出のみで結構です。